平成２８年（フ）第２３号
北海道浦河郡浦河町堺町東１丁目18番２－102号堺町中央団地Ｂ棟102号、申立時の住所北海道浦河郡浦河町東町かしわ１丁目１番32号
破産者　塚田　吉彦
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
岩手県奥州市前沢区字日除松688番地１
破産者　鈴木　望美
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２７号
山形市大字下東山1096番地
破産者　村岡　浩次
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１８号
山形県新庄市栄町10番地17
破産者　清水　俊輔
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第２５０号
相模原市南区東林間７丁目21番４号
破産者　千吉良範子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５１号
相模原市南区東林間７丁目21番４号
破産者　千吉良昭作
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３１号
富山県中新川郡上市町若杉18番地　カーサドマーニ104号、開始決定時の住所富山市布瀬町南３丁目１番地２
破産者　髙尾　潤子
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４２号
長野県安曇野市明科中川手4273番地
破産者　関　　信夫
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第２０号
静岡県富士市伝法2540番地の１　ドミール西平Ｃ－102号
破産者　齋藤　　毅
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第３２号
静岡県富士市中丸400番地の１　パラシオン中丸102号、開始決定時の住所静岡県富士宮市羽鮒970番地の３
破産者　齋藤　　勇
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第２０７４号
愛知県あま市甚目寺須原83番地　ルイシャトレ604号
破産者　尾張　　誠
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８２号
名古屋市西区菊井２丁目19番11号　ハルモニア1013号
破産者　田代　　茂
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８５号
名古屋市西区五才美町243番地　ジュネスＫＡＴＯ　Ｆ号
破産者　波多野君枝
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０４０号
大阪府寝屋川市成田西町12－３、住民票上の住所大阪府枚方市津田西町１丁目37番８号
破産者　高井　澄男
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７０９号
大阪府枚方市星丘３丁目16番48－101号、開始決定時大阪府枚方市招提平野町２番51号
破産者　かどや食品こと　角屋　政廣
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７９号
兵庫県西宮市室川町５－13　エクセラージュ夙川103、開始決定時大阪市住吉区大領３丁目２番36号、住民票上の住所兵庫県川辺郡猪名川町若葉２丁目58番地（216）
破産者　デビィーズノートこと　植松　靖司
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４０号
大阪市鶴見区茨田大宮１－９－３アクティウム氏本201、住民票上の住所奈良市藤ノ木台３丁目22番11号
破産者　早川知里こと　章　　知里
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５２号
大阪市鶴見区諸口２丁目６番１－1105号
破産者　豊福　隆道
1　決定年月日　平成29年７月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部